

違約金に関する特約条項

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）が平成 年 月 日
付けで締結した[]

の請負契約（以下「本契約」という。）に関し、乙（共同企業体にあつては、その構成員）
が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額（本
契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当
する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（注）[]の部分には、工事名を記入する。

一 本契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正
取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又
は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規
定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第
4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があつた旨が明らかに
されたとき。

二 本契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第
1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課
徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定に
よる審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。

三 本契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第
18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 本契約に関し、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は
使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止
法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

第2条 乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号
氏 名 支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房経理課長

請負者 住 所
氏 名 印

(注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。